

堺市 市民活動コーナー

ニュース NEWS



セミナー

やりたいことをカタチに！ “活動のきっかけ”セミナー

なにか始めたい！具体的なことも考えている…けど、次の展開がわからなくなっている。そんな市民活動団体やNPO法人、個人の方が活動する“きっかけ”を検討する参加型（ワーク等）の少人数セミナーです。

日時 令和元年10月1日（火）13:30～15:00

場所 北区区民活動支援コーナー

講師 さかえ 榮 泰隆（認定NPO法人大阪NPOセンター職員）

定員
5名

締め切り
令和元年
9月30日
（月）

TEL・FAX・
メール
にて受付

お問い合わせ・申し込み先

堺市市民活動コーナー

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館2階
（月～金：9：00～19：00 土・日：10：00～17：00 休日：祝日）

TEL:072-228-8348 FAX:072-228-8352 MAIL:sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp



NPO 広報活動支援補助金制度 をご活用ください！

NPO法人が実施する公益的な活動に対する社会の理解や協力を広げていくために、市内NPO法人が自法人の活動内容を周知するために取り組む積極的な広報活動に要する経費の一部を補助します。ぜひ、ご活用ください。

NPO広報活動支援補助金制度や堺市市民活動支援基金に関するお問い合わせは堺市市民協働課へ。

TEL:072-228-7405

FAX:072-228-0371

詳しい内容は堺市ホームページでもご覧いただけます。



募集期間 令和元年12月20日（金）まで
予算の範囲内で上限に達し次第受付終了

補助額 外部発注によるリーフレット等の作成に要する経費の1/2（上限5万円）

補助対象経費 印刷製本費、委託料
※本補助金には、市内での1年以上の活動実績や市が指定する堺市市民活動支援基金の版下データ掲載、作成部数等の要件があります。詳しくは、募集要領をご覧ください（堺市HPでも掲載）。

おらせ

堺市市民活動コーナーでは、NPO法人の設立・運営や認定NPO法人取得について、相談を受けています。堺市への届け出書類の作成支援や書類の確認・定款変更や役員変更の相談も行っております。

また相談内容に応じて会計、税務、労務、資金計画などの各分野における専門家（行政書士・会計士等）による専門家相談も随時実施しております。疑問や質問等ございましたら、お気軽にご相談下さい。



市民活動コーナーに寄せられた相談をご紹介します



法人の事務所はどうすればいいの？

法人設立前のご質問

回答

事務所とは、法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。自宅（個人の住宅）であっても、その特定非営利活動法人の事業活動の中心となる場所で、一般的に、特定非営利活動法人の代表者（責任者）が所在して、その場所で継続的に業務が行われるのであれば、事務所とすることは可能です。

特定非営利活動促進法（NPO法）では、すべての事務所において、事業報告書等を備え置き、閲覧に供することが義務づけられていますので、そのような対応が可能な体制・場所を整備する必要があります。

個人の住宅を主たる事務所にする場合は、そこに事業報告書等を備え置き、社員（特定非営利活動法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）の）や利害関係人（特定非営利活動法人と取引等の契約関係がある者など）からの閲覧請求に対応することが可能であることが必要です。

また、所轄庁や利害関係者などが連絡を取れること（郵便が届くことや電話がつながることなど）も、当然必要となります。なお、事務所の所在地等を変更する場合は、特定非営利活動法人の定款の変更が必要な場合がありますし、所轄庁から通知を郵送することがありますので、まずは定款を確認して、所轄庁に連絡しましょう。



役員任期について気を付けておくことはありますか。

法人設立後のご質問

回答

① 役員任期における変更（2年ごと）の場合

特定非営利活動法人における役員任期は、2年以内で法人が定款に定める期間となります。役員再任は禁止されていないため、再任手続を経て、続けて役員になることは可能です。新任、再任、どちらの場合でも定款に定めている期間で選任することが必要です。ただし、その場合でも役員変更届出書の提出は必要となります。

少なくとも、2年に1回（任期が2年に満たない場合はその任期ごと）は必ず届出が必要となります。また、役員が転居した際も所轄庁に提出が必要です。

代表権を有する理事の氏名、住所は登記事項です。手続きを怠った場合はNPO法人の理事・監事は過料を科されることがあります。監事から理事、理事から監事に変更する場合は、新任という扱いになります。

② 役員任期の伸長規定をご確認ください

定款で「役員を社員総会で選任すること」としている法人において、例えば3月末に全役員任期が終了し、決算承認と合わせた新役員選出のための総会を5月に開催するにあたって、その招集を任期の終了した理事が行った場合、その招集は有効か（＝その社員総会は有効か）という問題が発生します。

特定非営利活動促進法第24条第2項により、定款で役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、「後任の役員が選任されていない場合は、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終了するまでその任期を伸長する」と定めておくことでこの問題は生じません。この伸長規定を設けていない法人は定款変更の機会があれば、伸長規定の設定もご検討ください。



NPO法人は利益を出してはいけないの？

法人運営のご質問

回答

利益を計上すること自体は全く問題ありません。ただし、獲得した利益はすべて今後の活動のために使用しなければなりません。

特定非営利活動法人は「営利を目的としない法人」です。「営利を目的としない」とは「利益を関係者に分配しない」ということで、利益を出してはいけないということではありません。つまり、組織や事業を継続的、安定的に運営していくために事業収入（利益）を得ることは可能です。また、労働の対価として職員に給与を支払うことも可能です。

ただし、役員に対する報酬や給与の取り扱いについては注意が必要です。特定非営利活動促進法では「役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること」と規定されています。「報酬」とは役員の職務執行の対価として支払われる財産上の利益をさします。理事長や代表、副代表など「長」や「代表」がつく理事と監事の方は「報酬」のみしか受け取ることができませんのでご注意ください（一般の理事であれば給与を受け取ることも可能です）。



セミナー
レポート

会計超初級講座



日時：令和元年7月23日（火）18:30～20:30

場所：堺市産業振興センター 3F ミーティングルーム

講師：秋岡税理士事務所所属税理士・准認定ファンドレイザー

中山 麻衣子氏

会計業務に初めて携わる方や学んでみたい方などに、現金出納帳の書き方・複式簿記について・活動計算書と貸借対照表の作成方法等、会計の基礎を学んでいただきました。今後の法人会計へと活用できるセミナーになりました。

参加者の声

- ・貸方、借方の意味もわからなかったのですが、理解しようという気になりました。今後、多桁式出納帳を作成したいと思います！
- ・NPO法人の会計の大変さ、大切さ、大変勉強になりました。

助成金情報

Pickup!



医療貢献活動助成

実施団体 公益財団法人 テルモ生命科学芸術財団

HP https://www.terumozaidan.or.jp/support/medicine_domestic.html

募集期限

2019年9月30日

内容/対象

国内における疾病・医療に関する普及啓発活動、開発途上国における医療・保健の水準向上を目的とした活動を行う非営利活動法人に対して助成します。

助成金額

1件あたりの上限額:100万円

For Children 基金

実施団体 公益財団法人 公益推進協会

HP <https://kosuikyo.com/>

募集期限

2019年9月30日

内容/対象

難病の子どもたちとその家族に対して、社会医学的な実践、セルフヘルプ活動、またはボランティア活動を進めている団体の活動をこの助成金でサポートしていきます。

助成金額

1件あたりの上限額:100万円

がん患者団体助成(2020年度助成)

実施団体 公益財団法人 正力厚生会

HP <https://shourikikouseikai.or.jp/works/kanja/doc.html>

募集期限

2019年10月4日

内容/対象

がん患者会やがん患者を支援する団体が主体となって取り組む優れた事業に助成します。相談窓口の開設や小冊子の発行、シンポジウムの開催、インターネットによる情報発信など、企画運営が対象です。

助成金額

1件あたりの上限額:50万円



市民活動の活性化を図ることを目的として、NPO法人・市民活動団体等に対し、相談や情報提供等を行っています。お気軽にご活用ください。

堺市市民活動コーナー

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
(堺市総合福祉会館2階)
TEL 072-228-8348/FAX 072-228-8352
MAIL sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp
ホームページURL https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html



発行 堺市市民人権局市民生活部市民協働課
企画編集 認定NPO法人大阪NPOセンター
発行日 令和元年9月1日
利用時間 月～金 9:00～19:00
土・日 10:00～17:00(祝日・年末年始除く)

※相談内容に応じて、会計、労務、事業計画などの各分野における専門家(行政書士・会計士等)相談も随時実施しています。